

はじめに

中東・北アフリカ諸国は表1に見られるように、イスラエルや一部湾岸産油国を除くと、人間開発は極めて遅れている。エジプトをはじめ多くの中東・北アフリカ諸国はグローバル化のもとで、自国の持続的な成長や貧困削減のための戦略的な手段として、国際経済への統合および地域経済統合を推進している。

1995年からのバルセロナプロセスによる欧州連合(EU)との連合協定の締結・発効が進むなか、2004年には、ブッシュ大統領提唱の中東自由貿易圏構想(MEFTA)によるアメリカと中東・北アフリカ諸国との間の貿易投資枠組み協定(TIFA)・自由貿易協定(FTA)の締結が急速に進んでいる。

2005年1月からは、WTO体制のもとでエジプトに大きな影響を及ぼすと思われる繊維協定(ATC)廃止も実現する。アラブ諸国との間では、GAFTAのもとで、2005年から相互の輸入関税率はゼロになる。このように、2005年はエジプトをはじめ、中東・北アフリカの経済にとって重大な一年である。

エジプトに関しては、2004年6月にEUとの連合協定が発効し、貿易協定は1月から暫定発効している。その効果は、現在のところ明らかではないが、エジプト産業の競争力の欠如が主な理由で、経済統合に関する楽観的意見は少なく、輸出促進そして外国直接投資誘致のため様々な制度的改革が行われている。2004年末(12月)にエジプト・イスラエル・アメリカの間で公認工業地区(QIZ)の協定が締結されが、これは繊維産業の不調という経済的な事情と、アメリカの対中東政策の積極的な推進によるものと思われる。

本稿では、WTOの進捗状況とEU・アメリカなどのFTA政策の変化を考慮に入れながら、地域統合協定(Regional Integration Agreement: RIA)に関する視点を整理し、エジプトの地域統合政策の現況を把握し、その成否に関して若干のコメントを行う。国内制度改革(経済および政治の民主化)と経済法

の国際水準への調和がエジプトの信用(credibility)を高めることを重視しながら、エジプトの地域統合、二カ国間 FTA (主に対アメリカ)の成否を分析する。

なお、エジプト経済が近年、観光の拡大、石油・天然ガスの輸出が好調で国際収支が改善し、エジプトポンドが安定するとともに、景気が好転していることを言及しておく。

第 1 節 国際経済環境の変化とエジプトの地域統合政策

国際経済環境の変化に関しては、第 1 に WTO、第 2 に EU、第 3 にアメリカという国際貿易に最も大きな影響力を持つ主体の FTA 等に関する近年の行動内容や FTA 政策の変化を考慮に入れることが重要である。

第 1 に、WTO に関しては、新ラウンド(「ドーハ開発アジェンダ」)は 2003 年 9 月のカンクン閣僚会議の決裂以降停滞していたが、2004 年の 7 月から 8 月にかけてのジュネーブでの WTO 一般理事会で、「農業」「非農産品市場アクセス」「サービス自由化交渉」「貿易円滑化」において合意がみられ、1 ドーハ開発ラウンドは 2006 年初頭からの実現に前進している。しかし、GATT/WTO の枠組みでの新ラウンドの進捗は遅いと言わざるを得ない。

2004 年夏にジュネーブにおいて、アメリカおよび EU が農産物生産補助金を廃止することになり、また、GATT 体制において、多国間繊維取極(MFA)に代わる繊維協定(以下、ATC)が 2005 年 1 月から廃止され、世界で最大の市場、アメリカ市場での衣料・繊維への輸出割り当てが廃止されることになるなど、一定の前進はある。なお、エジプトは上記の ATC で 17~20%の関税は課せられたが、割り当てをもらい、繊維輸出を行ってきたが、その割り当て(エジプトは十分消化できてなかったといわれるが)が消滅することには危機感が増している。現時点では明らかではないが、中国、インド、パキスタン等のシェアが急拡大するものと予想される。また、アメリカは依然として綿花に補助金を出しており、ブラジル等から WTO へ提訴されている

が、エジプトはこのようなアメリカや先進国の農産物保護には、先進国は途上国には市場の開放を要求するが自分たちは遵守しないとして、批判的である。

エジプトの新ラウンドに対する立場を要約すると、エジプトは G15 の主要メンバーとして途上国に不利にならないよう行動しており、上述のとおり、シンガポール・イシューに関しては、「貿易円滑化」は進んでいるが、「貿易と投資」「貿易と競争」「政府調達」に関してはその交渉開始に批判的である。

第 2 に、EU と地中海諸国との FTA は予定よりは遅れてはいるが着実に進行している。EU は 1995 年のバルセロナ宣言に基づき、地中海諸国とパートナーシップ協定（新たな連合協定）を締結、実施し、2010 年までに自由貿易地域を形成するという計画を進めてきている。（表 2）その成果に関しては、例えば、政治・安全保障パートナーシップに関しては成果が限定的、経済・資金パートナーシップに関してはかなりの成果は見られる（開発援助等）

社会・文化・人間関係パートナーシップは部分的には成果があるが、エリート指向である、などの評価が与えられている（Philippart [2003]）が、そもそも、バルセロナ宣言とそのワークプログラムのスコープが適正かといった議論があり、その成果の評価は容易ではない。

エジプトに関しては 1977 年の EC との協力協定（cooperation agreement）に代わる EU とのパートナーシップ協定あるいは新たな連合協定（Euro-Mediterranean Association Agreement: EMAA）の締結を 2001 年 6 月に行い、貿易に関するパートナーシップは 2004 年 1 月から暫定発効し、連合協定は 2004 年 6 月から発効した。その貿易に与える効果はプラスであっても、中長期に、最終製品への関税が撤廃されるまでに競争力を身につけなければエジプト産業には有害である。

今後は、エジプト人へのビザ発給問題やヨーロッパ人のイスラエルの入植など、難問の多い政治・安全保障および社会・文化・人間のパートナーシップが協議される。

EU と FTA を結ぶモロッコ、チュニジア、エジプト、ジョルダンの間で、

地域 FTA を結成する旨の草案が 2001 年 5 月にモロッコのアガーディール (Agadir) で合意されている。2004 年 5 月にエジプトの閣議は批准しており (*Economic Buletline* Vol.57.No.1, NBE [2004:72])、モロッコの批准があればこのアガーディール・プロセスは 2005 年から発効できる。2004 年末にエジプトの貿易ミッションがモロッコを訪れた際に、モロッコ閣僚からその前向きな発言を受けた (Al-Ahram, 2004 年 12 月 5 日)。

このように、EU は、WTO での交渉が不調なまま、中東・北アフリカにおいて地域経済統合を先行させており、アメリカはそのキャッチアップを 2003 年のブッシュ構想ではかっている。EU とアメリカとの中東・北アフリカ諸国へのアプローチの相違は、とりわけ EU とマグレブ地域 (アルジェリア、モロッコ、チュニジアの 3 国) の歴史的な宗主国・植民地関係からはじまり (宮治 [1989])、貿易・投資そして人の移動 (移民) 等、EU ではそれこそ、内政問題と密接に関係してきたのに対して、アメリカにとっては、とりわけ、イスラエル・パレスチナ紛争と湾岸のエネルギー問題が主体であったことにある。

第 3 に、アメリカは 2003 年のブッシュ政権の中東自由貿易地域 (MEFTA) 構想²のもとで、中東諸国と 2013 年までに二国間 FTA の設立を目ざし、その構想発表後、ゼーリック米通商代表の主導でその実現に向けて前進し、2003 年の下交渉の成果を受けて、2004 年に入ると、アラブ諸国との二国間自由貿易協定あるいはその前段階の貿易投資枠組み協定 (TIFA) の締結で急速に実績を上げている。現在 (2004 年 12 月末時) で、FTA に関してはそれまでのイスラエル (1985 年)、ヨルダン (2000 年) に加え、バハレーン (2004 年 5 月)、モロッコ (2004 年 6 月) の締結に成功し、更に、アラブ首長国連邦 (UAE) とオマーンとは 2005 年初に交渉が開始する予定である。 (USTR 12/10/2004³)。

TIFA に関しては、イエメン (2004 年 2 月)、クエート (2004 年 2 月)、カタール (2004 年 3 月)、UAE (2004 年 3 月)、オマーン (2004 年 7 月) を締結している。このように、WTO の成果は一様ではないのに対して、自由貿易協定

(FTA) ではより急速な展開が見られる。

エジプトとアメリカは 1999 年に締結した TIFA をさらに FTA へ格上げすべく努力している一方で、2004 年 12 月に GIZ 協定を結んだ。これは、TIFA の休眠状態が続き、FTA のためのエジプトの国内の改革が進まないまま、エジプト、アメリカ、イスラエルの間で和平の構築を目ざし、貿易を拡大することを目指した同協定の活用をはかったものである。なお、9.11 米国同時多発テロ後、アメリカ政府は中東の政治的、経済的な安定がアメリカ自身に有益であると気づいた (Al-Ahram Weekly, 2003 年 6 月 5-11 日)。

エジプトはアラブ地域 (GAFTA) およびアフリカ地域 (COMESA) との地域経済圏の構築に努力している。

第 2 節 地域経済統合への視点

グローバル化は一般に、貿易や資本の自由化、輸送コストの低下、IT の進化等を伴い、財・サービスやヒトが国境を越えて自由に、摩擦なく、急速に移転可能となることを指す⁴。このグローバル化は途上国に利益をもたらすかもしれないが、逆に、その経済を混乱させ、社会的なネットワークを破壊し、文化的なアイデンティティを喪失させるかもしれない。グローバル化により、国家が実質的に権力を喪失するかもしれず、また、政治が「民主化」するかもしれない。

このグローバル化の進行が停滞するなか、それを補完する形での地域統合が急速に進んでいる。地域統合協定の長期的な構造変化について、概観すると、以下の 3 点が重要である (Schiff and Winters [2003])。

第 1 に、閉鎖的な地域主義からより開放的なモデルに移行している。途上国間の RIA は輸入代替的で、外部には高関税障壁を設けていた。現在は、より外向き指向であり、国際貿易を規制するより推進しようとしている。

第 2 に、効率的な地域主義は、単に関税やクオータを削減す以上のものである。財ばかりでなく、サービス、投資、アイデアなどの自由なフローを促

進する統合 (deep integration) の重要性が認識され、その実行への模索が続いている。

第 3 に、高所得および途上国がメンバーとなる先進国・途上国間 (North-South) の地域主義が重要度を増していることで、その例が 1994 年結成の NAFTA であり、また EU の拡大である。

そして、WTO での新ラウンドの進行が停滞するなか、発展途上国はこのリジョナリズムを発展の手段として重視し始めている。そして、途上国は地域統合に加盟してもしなくても地域統合に影響をうけるので、その有効性を評価することが極めて重要なのであり、統合に際しては十分な準備が行われなければならない。

このような地域統合の長期的な変化を背景に、これまでの地域統合協定の実施による教訓や理論的な含意を踏まえ、地域統合の目的や動機などを Schiff and Winters [2003] に従い、8 点を要約する。経験から健全な国際貿易政策は経済発展の必要条件であり、殆どの環境のもとで、健全な政策には財サービス貿易や直接投資のために国境を開放することが含まれる。

競争の強化

- ・ 途上国は RIA を競争志向の手段として利用しなければならない。
- ・ 貿易転換効果を支持するロビーに抵抗しなければならない。また自由貿易の例外を最小化し、またサービスも自由化する。
- ・ 外国企業の内国民待遇化。

先進国・途上国地域統合の方が途上国間地域統合より利益が大きい。

- ・ 途上国は先進国を含む地域統合へ参加することが望ましく、先進国は貿易や投資関連の技術のソースとなる。
- ・ 先進国が既に低関税率である場合、先進国に資源が移転してしまうので、十分な配慮が必要。
- ・ 小規模経済の統合は貿易転換効果が大きくなるので、域外との競争を促進するような配慮が必要。

信用性利益 (credibility gain) には明示性が条件

・ RIA は新規参入国の政治・経済改革プログラムの信頼性を強化するが、それはその関心のある政策に直接関連した措置やメカニズムを明示的に含んだ場合だけである。

・ 自由貿易への移行のスケジュール等を明示し、逆行しないようにする。

・ なお、信用を確保するには財産権の確保や良好なマクロ経済政策などの健全なファンダメンタルズが求められる。

効率的な RIA のみが政治的目的の達成に役立つ。

地域協力は必ずしも貿易特惠を必要としない。

RIA 運営に関しては取引コストに注意しなければならない。

・異なるタイプの RIA に関連した取引および実行コストに関して十分配慮しなければならない。

・ FTA はコストのかかる原産地ルールを必要とする。そのコスト削減は非特惠貿易に適用するのと同じルールを適用することにより、またローカルコンテンツあるいは付加価値基準に代わって「change in tariff heading」アプローチを使用することによって、実現される。

・ 関税同盟は FTA よりも好ましいかもしれないが、それは域内国境が廃止され、対外共通関税が低い場合である。

RIA は財政には正あるいは負の効果を及ぼす。開発途上国では関税収入は重要な財政源であり、その削減は財政収入を減らすので、財政構造の改革には良い機会である。

・ 関税同盟は密輸の範囲を減らし、徴税コストを引き下げる。

RIA を有益にするに関しては、WTO に依存しない。

第 3 節 エジプトの地域統合の現況

1. エジプト政府の地域統合政策

エジプトは GATT/WTO の枠組みで自国のウルグアイラウンドの約束の実

施に対して真摯に対応しているとともに、自由貿易協定（FTA）に対しても積極的である。ただし、エジプトの WTO に対する立場は G15 の主要メンバーとして途上国の利益を代表するものであり、新ラウンドで途上国が不利にならないようよう、発言し、行動している（山田 [2005]）。

エジプト政府は、グローバル化は潮流であり、エジプト政府は国際経済への統合を通じて、その経済効率を高め、国際競争力を強化し、雇用を創出しながら、貧困の削減と持続的な経済成長を実現しようとしている。

国家長期ビジョン(2002/03～20021/22 年)ではエジプトは国際経済の統合を「宿命」ととらえるのではなく「挑戦」であるとし、2022 年までに、中東・北アフリカの主導的な工業国とし、国際経済に積極的に統合し、地域の投資集中国にする、と目標が定めている(山田・内田 [2005]）。

短期的な側面ではマクロ経済の側面では為替レートの自由化（2003 年 1 月）と安定化を達成しており、関税・所得税などの税制改革を順次実施し始め、減税による将来の財政の均衡化にむけて難しい問題を抱えている。銀行、労働などの経済法の簡素化（統一）や改正など国際的な調和を目指すとともに、競争法（独占禁止法）の改正にも着手している。

また、2003 年に作成された、「エジプトの工業化のためのグリーンペーパー(IMC[2003]）」ではエジプトの産業政策は 1991 年から改革が行われたが、外国との競争の面で保護的な色彩を残したまま、非整合であったとし、あらたな産業政策の策定を喚起している。

2004 年 7 月に組閣されたアハマド・ナズイーフ内閣は 10 大プログラムを策定し、雇用創出と投資促進の領域では、雇用促進のためには高成長が必要であり、それには所得減税、輸入関税引き下げ、投資環境を改善し、また、輸出に必要なインフラを整備する。そして、二国間および地域協定を締結し外国市場をエジプト産業にアクセスさせ、エジプトの自然資源や人的資源を活用した生産センターをエジプトに建設するための政策が実行される、としている⁵。

2. EU・アガーディール協定

2004年1月にはエジプトとEUとの貿易・金融に関するパートナーシップが暫定的に発効し、一部のEUからの製品に関して関税が引き下げられた⁶。やがて、6月には連合協定が発効した。1995年のバルセロナ宣言から長い時間が経過したが、エジプトはやっとこれを実現、EUとは2015年を目標にFTAを結成することになった。

このEUとの連合協定の進捗により、アガーディール協定(2001年2月にエジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダンがモロッコのリゾート地アガーディールで調印)をエジプト国会が2004年2月に批准し、その発効はモロッコの批准を待つだけになった。これはEUとのFTA結成を協定したアラブ諸国によるFTAの結成を目指したもので、途上国同士(South - South)の地域協力である。EUはこのアガーディールプロセスに対して資金および技術的な点から支援してきており、そのためのプログラム(「連合協定調印国およびEUとの自由貿易地域の支援プログラム」)を2003年から開始した。これは4億ユーロの規模で、サブリージョナルなベースで開始し、汎ユーロ・地中海累積原産地ルールを導入し、途上国同士(South-South)の貿易と統合を奨励する。

なお、EUと地中海諸国との二国間のFTAは貿易創出効果と貿易転換効果に加え、投資転換効果が重大である。ハブとスポーク関係でいうと、FTA設立によりEU(ハブ)がいくつかの地中海諸国(スポーク)と無税で市場アクセスが可能となるので、EUに企業を立地することが有利になる。そこで、このような投資転換効果が起きないように、地中海諸国はそれぞれの間で協力をを行い、それぞれの間での貿易の障害を取り除くのが必要なのである(Hoekman, Konan and Maskus [1998])。

アガーディール協定は、2001年2月の第1次協定以降、手続き等の交渉は行われ、各国での連絡センターの設置、ヨルダンのアンマンでの事務局の設置など問題は解決されているが、最終協定のセレモニー地の選択等が理由で最終的な合意が遅れているらしい(Al-Ahram Iktisadi, 2003年11月3日)。

3.アメリカ・イスラエルとの QIZ 協定

エジプト政府は、2004 年 12 月 14 日、アメリカおよびイスラエルとの間で、公認工業地区 (Qualified Industrial Zones:QIZs) に関するプロトコールに調印した。エジプト政府(外務省および貿易省)は 2004 年初頭から QIZ の交渉を続けてきたが、内閣改造後のラシード新産業貿易大臣は QIZ に関しては消極的であった。しかし、2003 年からのエジプトの衣料・繊維品に対するエジプトの輸入関税削減と輸入規制廃止により、外国製品の急増により、エジプト繊維業界は多くの工場閉鎖など、苦境に陥ることになった。そして、ヨルダンが、そのアメリカ・イスラエルとの QIZ で輸出を伸ばしていたことから、エジプトでもと要望が高まっていた。

アメリカとイスラエルの自由貿易協定(1985 年発効)では、イスラエル製品(イスラエルでの付加価値が価格の 35%を超える製品)については無税でアメリカに輸入が可能であった。(なお、イスラエルは EU と 1995 年に連合協定に調印し、2000 年に協定は発効している⁷⁾。)

QIZ は 1993 年のオスロ合意(パレスチナ暫定自治宣言)により、中東和平に明るい兆しが見え、イスラエルと既に和平協定を締結したヨルダンとエジプトに対して、イスラエルとの経済関係を緊密することを目的にしたもので、アメリカ・イスラエル間の FTA のメリットを享受させるというものであった。交渉はクリントン政権下で 1996 年に開始し、ヨルダンは 1998 年からこの協定を締結し、アメリカへの輸出を急激に伸ばすことに成功していたが、エジプトはこれを政治的に難しい問題ととらえ、消極的であった。

この特典を活かし、エジプト・イスラエル(占領地も含まれる)からの投入分の合計が 35%を超える製品はアメリカ市場に無関税で規制なしに輸出できることになった⁸⁾。ただし、イスラエルおよびエジプトからの投入物が、それぞれ、11.7%以上の製品をアメリカ市場に、数量制限も関税もなく輸出可能となる。工業地区は当初、大カイロ、アレキサンドリア、スエズから 7 工業地区を選び、そこからアメリカ向けに輸出する。そこでは、原産地証明とその検査が行われる。ただし、イスラエル人が工場の検査に来たり、イス

ラエル資本がエジプト企業株式を取得したりするというようなことはない。

なお、QIZ はいわゆる貿易協定ではなく、貿易措置であり、エジプト側はこの協定からは義務は負わず、エジプトが選択できるからである。

この調印直前の閣議（12月7日）の閣議では、このQIZはアメリカとのFTAへの第一歩であり、そのメリットは、50億ドルもの外国投資の誘致が期待でき、それは25万人の雇用を創出し、エジプトの成長に寄与する、と報告された。また、この協定で、2005年1月からGATT協定に従い、ATCが執行し、繊維・衣料へのクォータが廃止されるため、このQIZを利用すれば、2年間で40億ドルの繊維・衣料の対アメリカ市場（現在、エジプト輸出の40%吸収）への輸出が可能であり、繊維産業（100万人雇用していると言われる）とその輸出の保護に寄与すると報告された。（Al-Ahram, 2004年12月8日）。

締結後のプレスインタビューでは、「QIZは魔法の杖ではない」と業界の楽観をいさめた（Al-Ahram Iktisadi, 2004年11月20日）。そして、この協定は単にアメリカ市場の門を開けただけであり、それに輸出できるかはエジプト企業の競争力に依存するからである。

4. GAFTA

1945年のアラブ連盟の創設を契機に1956年に交渉が開始し、1957年に協定されたアラブ共同市場は、1996年のカイロ・アラブサミットで、拡大アラブ自由貿易地域（Greater Arab free Trade Area: GAFTA⁹）の創設が決まり、1998年から年間10%ずつ関税率を削減し10年後の2007年に無関税とすることが決定され実施されたが、2001年のアンマン・サミットで、年率20%へと削減幅を倍増し、2年間で短縮し、2005年1月からは無税にすることになった。これに参加するのは22カ国中17カ国である¹⁰。

なお、GAFTAではネガティブリストの4品目を除くと¹¹、WTOに認められた保護措置や補助金政策をエジプトが適用する機会を与えているが、2005年初頭からアラブ共同市場への第一歩が始まり、そのため、2004年

末には既に関税、非関税規制、例外的措置は撤廃され、アラブ諸国間の紛争解決機関（アラブ連盟の経済統合委員会が監視）の結成が終わっている。そして、3年の準備期間を経て、関税同盟へと移行する予定である。

GAFTA 問題点としては、関税率はゼロになったが、依然として、規格の問題など厳しい措置があり、それがエジプト製品輸出を阻んでいるという。また、GAFTA の実行問題として、当初は原産地証明で、誇張された懸念があったという。

貿易・産業省によると GAFTA による関税の削減の効果によってアラブ諸国への輸出は増大し、アラブ諸国との貿易収支は 2003 年に初めてエジプトの黒字となった。それまで、表 3 でみるように、エジプトの対アラブ諸国との貿易はエジプトの輸入超過であり、2000 年には輸出 5 億 7100 万ドル、輸入 14 億 6800 万ドルの約 9 億ドルにも達していたが、2003 年には輸出が 10 億 4800 万ドルへ増え、輸入が 9 億 7800 万ドルに減少し、7000 万ドルのエジプトの輸出超過となった。産業。貿易省の説明では、とりわけ、セラミック市場の開放がエジプトのその分野での競争力の向上により、輸出増を実現した。なお、図 1 で、最近の輸入減少と輸出拡大、表 4 で、2004 年の 7～9 月の加工度別輸出額を掲載した。

この GAFTA に関しては、上表で見たようにエジプトとアラブ諸国との貿易量（輸出プラス輸入）は協定前の 11 億 8500 万ドルが次第に増加し、2003 年には 20 億 2600 万ドルに倍増している。2004 年にもこのエジプトとアラブ諸国との貿易量は増加し続け、前半だけで 13 億 800 万ドルに達している。

実は、エジプトサイドはこのアラブ諸国との自由貿易はエジプトに不利と警戒していた。それは、アラブ諸国では産業は補助を受けており、その生産コストは低く、エジプトへの輸出も行われている。とりわけ、工業地帯は用地に加え、土地、道路、通信、電力、上下水道等のインフラが公的資金で整備されており、各種の補助金が支給されている。このようなアラブ諸国との競争は対等ではないとの意見も述べられている。また、エジプト企業の多くは規模が小さすぎ、家族あるいは個人企業が主であり、株式市場に対して未

公開である。

また、自由貿易協定は多種類あり、例えば、対スーダン貿易は GAFTA なのか、COMESA なのかといった混乱が実業界あるという。このことは原産地証明で明確な協定が行われていないため重大な障害となっている。

COMESA に関しては、貿易は着実に増加している。発効当初の 1999 年には、輸出が 5100 万ドル、輸入が 1 億 4500 万ドルであったが、2003 年には輸出が 1 億 2700 万ドル、輸入が 1 億 9500 万ドルと拡大している。なお、輸入品の 80% はタバコと茶である。

おわりに

エジプトの FTA への取り組みは、上記のように、急である。それはエジプトが中東・北アフリカ地域でのリーダーとしての地位の復元を意図していることを物語っている。そのための国内改革（政治・経済の民主化・自由化）や経済法の国際水準への調和は着実に進行している。これはいわば、貿易や投資のためのインフラ整備であり、実物の産業・企業が競争力を持てるか、輸出できるか、市場メカニズムと各企業の自助努力に依存する。自由な国際市場での競争は言うほど容易ではなく、エジプト産業（とりわけ繊維産業は苦境に追い込まれている。その窮地を脱するために、2004 年 12 月に、アメリカおよびイスラエルとの間で、プロトコールを結ばれた。

このような進展にはエジプト経済や産業へのマイナスの影響も予想され、懸念や不安が述べられている。今後は、FTA、たとえば EMAA での、猶予期間（移行期間）を有効に利用することが必要である。

ただし、サービスに関する自由化は、Hoekman and Messerlin [2002] などが指摘するように時間のかかるプロセスである。

【参考文献】

日本語文献

ジョセフ・S・ナイト Jr.とジョン・D・ドナヒュー [2004]『グローバル化で世界はどう変わるか』栄治出版。

高橋里子 [2004]「2004年8月WTO一般理事会決定について」WTO新ラウンドーその論点と展望、第15回、『貿易と関税』、10月号。

鶴田仁 [2005]「WTO 繊維協定の終了、WTO 新ラウンドーその論点と展望、第17回、『貿易と関税』、1月号。

ハンチントン、サミュエル [1998]『文明の衝突』集英社。

宮治一雄 [1989]「マグレブー地域統合と三つの要因」(宮治一雄編『アジアを見る眼』アジア経済研究所)。

山田俊一 [2005]『エジプトの開発戦略とFTA政策』アジア経済研究所

山田俊一・内田勝巳 [205]『エジプトの開発戦略と貿易政策』(山田俊一編『エジプトの開発戦略とFTA政策』アジア経済研究所)。

外国語文献

Industrial Modernization Center(IMC) [2003] *Green Papers on Industrialization in Egypt*, Cairo: IMC.

Schiff, Maurice and L. Alan Winters [2003] *Regional Integration and Development*, Washington DC.: The World Bank.

Hoekman, Bernard, Denise Konan and Keith Maskus [1998] *An Egypt-US Free Trade Agreement: Economic Incentives and Effects*, Cairo: Egyptian Center for Economic Studies (ECES), Working Paper No. 25.

Hoekman, Bernard and Patrick Messerlin [2002] *Initial Conditions and Incentives for Arab Economic Integration: Can the European Community's Success Be Emulated?* Working Paper No.75, Cairo: Egyptian

Center for Economic Studies (ECES).

Philippart, Eric [2003] *The Euro-Mediterranean Partnership: Unique Features, First Results and Future Challenges*, Brussels: Center for European Policy Studies.

【注】

¹ シンガポールイシューに関しては、「貿易円滑化」は交渉開始が合意されたが、残りの3分野の「貿易と投資」「貿易と競争政策」および「政府調達」に関しては新ラウンド交渉中には交渉に向けた作業は行わないことになった。高橋 [2004 : 4-11] を参考にした。

² 2003年5月のブッシュ大統領によるもので、中東・北アフリカ諸国とアメリカとの貿易・投資を拡大することとその平和の実現を目的とし、中東・北アフリカ各国は、国内改革、法の支配、財産権（知的財産権も含む）保護、経済開・経済成長、などを促進させ、アメリカはWTO未加盟の国にはその加盟を助成しながら、自由貿易地域を創出しようとするもの。

³ USTR(Office of the United States Trade Representative)のプレスリリースを参考・引用したもの。

⁴ 広義でとらえようとするれば、「グローバリズムとは相互依存関係のネットワークがいくつもの大陸にまたがって、広がっている世界の状態をいう。これらのネットワークは資本や財、情報や考え方、ヒトや力、環境や生物学に関連する物質の流れや影響につながっている。そして、グローバリズムが拡大するのがグローバル化という（ナイとドナヒュー [2004:14-]）。

⁵ ナズィーフ新内閣（2004年7月発足）の10大プログラムは 雇用創出・投資促進、補助金・市場管理、貧困削減、経済発展、教育の拡充 保健・医療、行政改革・地方分権、天然資源活用、政党の参加、知識社会

⁶ エジプト政府は、エジプト・EUパートナーシップ協定に従って、EU諸国からの輸入品（産業産品）に対する関税の暫時的免除を実施する旨決定した。第一段階の免税対象となるのは、化学製品、薬品、生ゴム、鉄道機材、銅製品、エンジン、トラクターやポート等。年に25%の免税を実施、4年間で関税撤廃を目指す。Al-Ahram 2004年2月21日、カイロ・ビジネス・ニュース（日本大使館）から引用。

⁷ なお、イスラエルは高所得国であり、EUからは援助は受けていないが、MEDAを通じて、いくつかのプロジェクトで資金を受けている。

⁸ エジプトおよびイスラエルの投入物が製品の35%（付加価値）を超えなければならず、エジプトおよびイスラエル分の投入はそれぞれ、11.7%を超えなければならない。これには、ガザおよびアメリカ分も算入できる。

⁹ なお、アラブ連盟ではGAFTAの代わりにPAFTA(Pan Arab Free Trade Area)と称している。

¹⁰ ジョルダン、UAE、バハレーン、アルジェリア、サウジアラビア、スーダン、イラク、クエート、モロッコ、イエメン、チュニジア、シリア、オマーン、カタール、エジプト、レバノン、リビア。

¹¹ タバコ、アルコール（治安・宗教上の理由）、繊維、衣料（既製品）である。後者2品目には原産地証明が適用される。

表1 中東・北アフリカ諸国の人間開発の状況

	HDI順位	出生時平均寿命 2002年 (歳)	成人識字率 2002年 (%:15歳以上)	総就学率 2001/02年 (%:初中等教育)	一人当たりGDP 2002年 (PPPUS\$)	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数 2002年 (HDI値)
単位									
イスラエル	22	79.1	95.3	92.0	19,530	0.90	0.94	0.93	0.908
バハレーン	40	73.9	88.5	89	17,170	0.81	0.85	0.86	0.843
クウweit	44	76.5	82.9	76	16,240	0.86	0.81	0.85	0.838
UAE	49	74.6	77.3	68	22,420	0.83	0.74	0.90	0.824
カタール	47	72.0	84.2	82	19,844	0.78	0.83	0.88	0.833
リビア	58	72.6	81.7	97	7,570	0.79	0.87	0.72	0.794
レバノン	80	73.5	86.5	78	4,360	0.81	0.84	0.63	0.758
サウジアラビア	77	72.1	77.9	57	12,650	0.79	0.71	0.81	0.768
オマーン	74	72.3	74.4	63	13,340	0.79	0.71	0.82	0.770
トルコ	88	70.4	86.5	68	6,390	0.76	0.80	0.69	0.751
ヨルダン	90	70.9	90.9	77	4,220	0.76	0.86	0.62	0.750
チュニジア	92	72.7	73.2	75.0	6,760	0.79	0.74	0.70	0.745
イラン	101	70.1	77.1	69	6,690	0.75	0.74	0.70	0.732
シリア	106	71.7	82.9	59	3,620	0.78	0.75	0.60	0.710
アルジェリア	108	69.5	68.9	70	5,760	0.74	0.69	0.68	0.704
エジプト	120	68.6	55.6	76	3,810	0.73	0.62	0.61	0.653
モロッコ	125	68.5	50.7	57	3,810	0.72	0.53	0.61	0.620
イエメン	149	59.8	49.0	53	870	0.58	0.50	0.36	0.482
スーダン	139	55.5	59.9	36	1820	0.51	0.52	0.48	0.505

(出所) 『人間開発報告2004』 UNDP

表2 欧州連合・地中海連合協定(EMAA)の実施状況

	協定	状況	
アルジェリア	EMAA	調印日 発効日	2002年4月22日 批准中
エジプト	EMAA	調印日 発効日	2001年6月25日 2004年6月1日
イスラエル	EMAA	調印日 発効日	1995年1月20日 2000年6月1日
ヨルダン	EMAA	調印日 発効日	1997年11月24日 2002年5月1日
レバノン	EMAA 貿易措置早期実施中間協定	調印日 発効日	2002年6月17日 批准中 2003年3月1日
モロッコ	EMAA	調印日 発効日	1996年2月26日 2000年3月1日
パレスチナ	EMAAのための中間協定	調印日 発効日	1997年2月24日 1997年7月1日
シリア	EMAA	仮調印日	2004年10月19日 批准中
チュニジア	EMAA	調印日 発効日	1995年7月7日 1998年3月1日
トルコ	関税同盟設立協定	調印日 発効日	1995年3月6日 1995年12月31日

(出所)EU

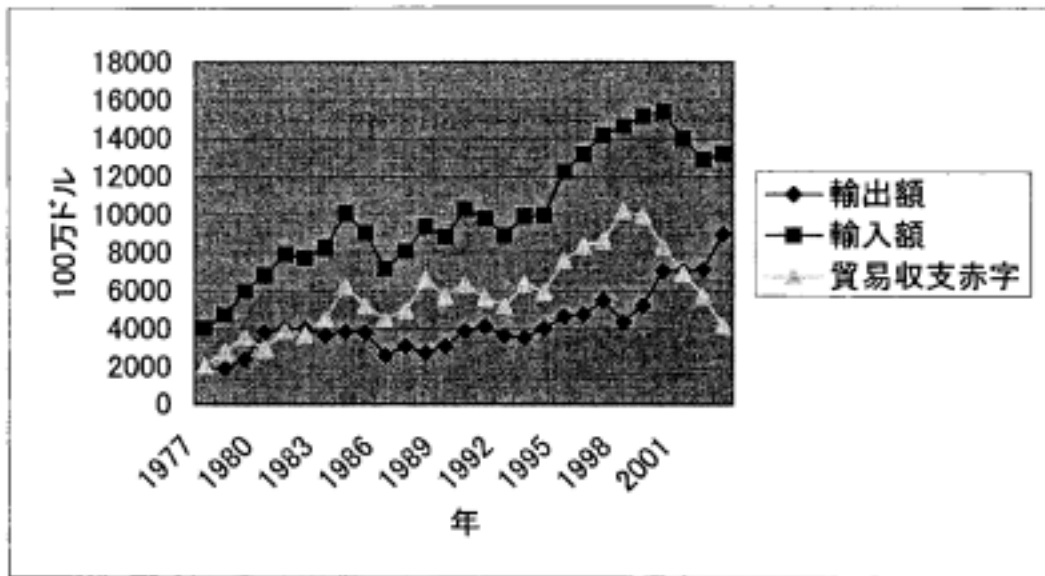
表3 エジプトの対アラブ諸国貿易

単位:100万ドル

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003	2004
	協定前	発効後					(前半)	(前半)	
貿易収支	-195	-389	-555	-897	-547	-128	70	-14	20
輸出	495	509	453	571	594	774	1048	500	664
輸入	690	898	1008	1467	1141	902	978	514	644

(出所) 産業・貿易省 (Al-Ahram Iktisadi 2004年12月27日[45]から引月)

図1 エジプトの貿易収支



(出所) IFS Yearbook 2004, IMF.

表4 加工度別輸出

単位100万ドル

品目	7月~9月				
	2003/04	%	2004/05	%	変化額
合計	2227.3	100.0	3114.9	100.0	887.6
1)燃料、石油など	830.2	37.3	1264.1	40.6	433.9
2)原材料	151.2	6.8	124.6	4.0	26.6
3)半製品	133.8	6.0	208.6	6.7	74.8
4)最終製品	810.9	36.4	1316.1	42.2	505.2
5)その他	301.2	13.5	201.5	6.5	99.7

(出所) エジプト中央銀行